

令和5年度 第3回議会改革推進会議次第

日時：令和5年11月20日（月）午前11時～
場所：議事堂第3委員会室

1 開 会

2 協議事項

- (1) 議会が保有する個人情報の取扱いに関する見直しについて
- (2) 請願(陳情)者の会議録等における個人情報の取扱いについて
- (3) 手続きのオンライン化に対応した改正標準会議規則等への対応方針案

3 報告事項

4 その他

5 閉 会

<資料>

- ・資料1-1 議会が保有する個人情報の取扱いに関する見直しについて
- ・資料1-2 政務活動費収支報告書等閲覧における個人情報の取扱いについて
- ・資料1-3 議会傍聴における個人情報の取扱いについて
- ・資料2 請願(陳情)者の会議録等における個人情報の取扱いについて
- ・資料3 手続きのオンライン化に対応した改正標準会議規則等への対応方針案
- ・資料4 請願・陳情の流れとオンライン化の検討
- ・資料5 本会議場からの避難訓練に関するアンケート集計結果の報告
- ・「TOYAMA ジャーナル」日本地域情報コンテンツ大賞 2023 地方創生部門優秀賞受賞について

令和5年9月4日配布資料
議会事務局総務課・議事課

議会が保有する個人情報の取扱いに関する見直しについて

1 趣旨

個人情報保護法の改正に伴い、「富山県議会の保有する個人情報保護に関する条例」を制定し、本年4月1日から施行したところであり、この条例の趣旨を踏まえ、個人情報の取得、保有など取扱いについて、必要な見直しを行うもの。

2 対象事務及び現状等

	事務	取得する個人情報	保有目的	現状
1	政務活動費収支報告書等閲覧	閲覧者の氏名・住所	閲覧者を特定するため	<ul style="list-style-type: none"> ・H29 からホームページでの公開 ・直近5年間の閲覧件数は0件
2	議会傍聴	傍聴者の氏名・住所	傍聴整理のため	<ul style="list-style-type: none"> ・近年は、議事妨害や迷惑行為が発生しておらず、秩序維持のため個人を特定する必要性が低い ・人数把握のみの利用

3 対応案（詳細は別紙）

（1）政務活動費収支報告書等閲覧

閲覧に際し、閲覧対象文書のみ記載を求める（住所・氏名の記載を求めない）。

（2）議会傍聴

入場に際し、人数のみ記載を求める（住所・氏名の記載を求めない）。

4 今後のスケジュール

今年度中に、政務活動費関係規程及び議会傍聴規則を改正

政務活動費収支報告書等閲覧における個人情報の取扱いについて

本県議会では、政務活動費の収支報告書や領収書等証拠書類（以下「収支報告書等」という。）の閲覧希望者に対して、閲覧申込書への氏名、住所の記載を求めているが、①政務活動費の収支報告書等は議会ホームページから誰でも閲覧可能（H29～）であること、②申込書の記載内容について身分証明書による確認等を行っていないことなどから、議会が保有する個人情報保護条例（R4.12）の制度趣旨（必要以上の個人情報を保有しない）を踏まえ、個人情報の取得について、見直しを行うもの。

1 現状

閲覧希望者に氏名・住所を記入した閲覧申込書の提出を求めているが、閲覧件数はここ数年0件

2 他県の状況(現在33件回答済)

収支報告書又は証拠書類をホームページで公開している	28件
上記のうち、氏名・住所を取得している	28件
取得の主な理由：「書類が紛失した場合など、閲覧者を特定するため」	等

3 対応案

収支報告書等は、ホームページで誰でも見られる状況となっていること、本県では職員立ち会いの下で閲覧が行われ、書類の紛失等が想定しがたいことから、今後は政務活動費の閲覧希望者から住所、氏名等は取得しないこととし、富山県政務活動費交付規程を改正する。

<参考>富山県政務活動費交付規程

（収支報告書等の閲覧）

第8条 条例第11条第2項の規定による収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からすることができる。

5 収支報告書等の閲覧をしようとする者は、様式第8号による閲覧申込書を提出しなければならない。

申込書から閲覧希望者の住所・氏名の記入欄を削除

議会傍聴における個人情報の取扱いについて

本県議会では、傍聴人に住所、氏名の記入を求めているが、①個人情報の取得の必要性について疑義が寄せられたこと、②近年は議事妨害や迷惑行為などの事案は発生しておらず、秩序維持のため個人を特定する必要性が低く、取得目的の明確な説明が難しいことから、取扱いを変更し、傍聴にあたり住所、氏名を求めないことを検討する。

1 本県の状況

- ・傍聴者名簿（個票）に住所・氏名を記入し、名簿入れ（施錠した箱）に入れてもらう。
※傍聴者入口には常時職員がいないため、名簿記載は徹底できていないのが実情。
- ・傍聴券は必要に応じて交付（席数を超える傍聴人数が見込まれる時など。近年は例なし。）

2 他県の状況

8 府県…住所、氏名の記入を求めない ※令和4年11月本県調査
(39 都道府県は、住所氏名の記載が必要)

(1) 8 府県の状況

傍聴券		該当府県
交付	①会議当日に受付等で先着順に交付 ②入場時に入口で提示、 <u>退場時に返還</u>	岩手県、宮城県、秋田県、三重県、大阪府
	①会議当日に受付等で先着順に交付 ②入場時に入口で提示、 <u>返還は不要</u>	長野県(数年前に議員の提案により住所・氏名の記載を廃止)
必要がある場合交付	議長は、必要があると認めるときは、傍聴券を発行する	滋賀県、和歌山県 (傍聴人の人数把握していない)

(2) 近県の傍聴対応

	現在の取扱い
石川県	<ul style="list-style-type: none"> ・1階総合案内で傍聴券交付 住所・氏名を記入した半券を傍聴入口で回収（守衛又は総務課職員が対応） ・守衛2名が常駐しており、会議開始後、傍聴席内を監視
福井県	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴席入口で傍聴券交付（一般傍聴対応：1人、報道関係対応：2人） ・傍聴券は複写式で、うち1枚を本人に渡す。残りの1枚は名札入れに入れて首から下げてもらい、帰りに回収。 ・傍聴券の交付・回収は議事調査課、傍聴席の監視は総務課

※必要と認める場合、傍聴券を交付：富山県、滋賀県、和歌山県、奈良県

受付簿に住所氏名記載(本県と同じ)

3 対応案

	メリット	課題・デメリット
案の1 受付票へ記載は人数のみとする	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴人整理が可能（人数把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体傍聴との区分け※
案の2 受付票を廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の管理不要 ・自由な傍聴を促す 	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴人整理が困難（人数把握ができない） ・常に傍聴券を交付することとした場合、受付人員が必要（1、2人）

※団体傍聴については、傍聴整理のため事前に申込みをしてもらうこととする
なお、これまで定義が不明確であったため5名以上とする

請願（陳情）者の会議録等における個人情報の取扱いについて

請願（陳情）者の氏名及び住所（個人を特定しうる情報）については、近年はマスコミ・傍聴者向け資料やHPには原則掲載しない配慮を行っているものの、会議録に記載され公開情報となっており、本人からは公開により不当な扱いを受けることへの不安も聞かれるため、記載の必要性を勘案し、最低限の記載とすることを検討する。

1 請願（陳情）書への個人情報の記載について

請願は、憲法、請願法等に規定された国民の権利であり、その行使に当たっては、請願法の定めにより氏名及び住所を記載することとされている。陳情もこれに準じる。

2 現行の取扱いと他県議会の状況

(1) 本県議会…議会資料の全て（文書表、審査報告書、会議録）に氏名・住所を記載。

- 記載する目的 ①請願（陳情）者に責任を持たせること
②請願（陳情）者の住所等の情報も含めて審査を行うこと

(2) 他県議会…大多数が本県同様だが、一部では、氏名は資料によっては記載しない、住所は部分記載または記載しない、といった取扱い。

※個人情報保護条例制定を契機として見直しを検討中の議会もある。

【部分記載・不記載】

	氏名	住所
部分記載	—	2 議会 北海道：地番等省略 徳島：市町村名まで
会議録に記載なし	7 議会 ※うち4 議会は審査報告書も記載なし	
議会資料の全てに記載なし	1 議会 奈良	3 議会 福井、奈良、長崎

※R4.11月本県調査による。

3 見直し案

・記載の必要性の勘案

請願（陳情）書自体には記載を求め、議員へは請願（陳情）書写も配布するため、上記の目的 ①責任の意識づけ、②審査に要する情報の共有 は、達成される。
文書表及び審査報告書（審議資料）、会議録（＝公開される記録）には、請願（陳情）内容の要旨を記載していることから、請願（陳情）者に関する情報もその概要で差し支えないという考え方もできる。

(案) 文書表、審査報告書、会議録の全てにおいて、原則、次の記載とする。

マスコミ、傍聴者向け資料、HPも同様とする（配付先による相違をなくし混乱を排除）。

- ・氏名：「個人」「団体」「法人」で表記
 - ・住所：市町村名までの表記
- ただし、請願（陳情）者本人が公開を希望する場合は、氏名及び住所を記載。

⇒ 本人の希望がなければ、会議録でも非公開、情報公開の対象外（非開示）

現行の文書表

請 願

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名 (紹介議員)	提 出 者	要 旨	審 査 結 果
1	4.2.25	シルバー人材センターの安定的な事業運営のために適格請求書等保存方式導入に係る適切な措置を求める意見書の提出を求める請願 (山崎 宗良) (藤井 大輔)	富山市奥田新町8-1 ボルフアートとやま10階 公益社団法人富山県シルバー人材センター連合会 会長 久世 浩	次の各事項を実現していただくよう、お願いいたします。 1 シルバー人材センターの安定的な事業運営のために適格請求書等保存方式導入に係る適切な措置を求める意見書を提出すること。	

現行の審査報告書

請 願 審 査 報 告 書

令和4年3月23日

富山県議会議長 五十嵐 務 殿

議会運営委員長 横山 栄

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託の請願を審査した結果、別紙のとおり決定したから、会議規則第91条第1項の規定により報告します。

受理 番号	受 理 年月日	件 名 (紹介議員)	提 出 者	要 旨	審 査 結 果
1	4.2.25	シルバー人材センターの安定的な事業運営のために適格請求書等保存方式導入に係る適切な措置を求める意見書の提出を求める請願 (山崎宗良) (藤井大輔)	富山市奥田新町8-1 ボルフアートとやま10階 公益社団法人富山県シルバー人材センター連合会会長 久世 浩	次の各事項を実現していただくよう、お願いいたします。 1 シルバー人材センターの安定的な事業運営のために適格請求書等保存方式導入に係る適切な措置を求める意見書を提出すること。	採 択

令和5年11月20日
議会事務局議事課

手続きのオンライン化に対応した改正標準会議規則等への対応方針案

1 改正標準会議規則

(1) 会議時間の変更の柔軟化（標準第9条）

- ・会議時間の繰上げ又は延長は、会議中に議長が宣告することにより可能であるが、災害等が予想される緊急時において、会議時間外に繰上げ等ができないことから、議長は、会議中でない場合であっても、緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間の繰上げ又は延長することができる規定を整備

⇒ 同様に改正

(2) 手続きのオンライン化（標準第129条の2）

- ・議会又は議長若しくは委員長に対して行われる通知のうち文書等により行うことが規定されているものについて、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる規定を整備（第129条の2として、電子情報処理組織による通知等を包括的に規定）

⇒ 同様に改正

<主な手続き>

手続項目	改正標準会議規則	県議会規則	備考
出席催告	第13条	同左	
議員による議案の提出	第14条第1項	〃	
委員会による議案の提出	第14条第2項	〃	
議事日程の配布	第20条	〃	
選挙の投票の効力の異議に係る決定書の交付	第31条第4項 (新設)		自治法の規定による通知を規則において規定
委員会報告書の提出	第39条	規定なし	
発言通告書の提出	第50条第1項	第51条	
一般質問要旨の通告	第60条第2項	同左	
少数意見報告書の提出	第75条第2項	規定なし	
委員会報告書の提出	第76条	規定なし	
請願書の提出	第88条第3項	同左	請願書の提出に係る取扱いについては、資料4で協議
請願文書表の配布	第89条第1項	規定なし	
議員の資格決定に係る決定書の交付	第107条 (新設)		自治法の規定による通知を規則において規定
懲罰動議の提出	第116条第1項	同左	

(3) 本会議におけるオンライン質問への対応（標準第 61 条の 2）

- ・総務省通知（R5. 2. 7）により認められた本会議におけるオンライン質問について、規程を整備

⇒ 本県議会は、質問・質疑を併せて実施しており、オンライン質問の実現には本会議場の環境整備も含め課題も多いことから、今回は改正しない

(4) 携帯品の許可制から届出制への変更（標準第 109 条）

- ・「病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物」の携帯については、議長の許可から、議長への届出に変更
- ・その他文言調整（外套、襟巻 → コート、マフラー）

⇒ 同様に改正

2 改正標準委員会条例

(1) オンライン委員会に係る規定の整備（標準第 12 条の 2）

⇒ 改正済

(2) 委員会公開原則の導入（標準第 16 条）

⇒ 改正済

(3) 手続きのオンライン化（標準第 22, 26, 27 条）

- ・公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書でその理由及び案件に対する賛否を申し出る必要があるが、電子情報処理組織を使用する方法も可能とする

⇒ 同様に改正

3 改正標準傍聴規則

(1) 電子情報処理組織による傍聴券の交付等（標準第 10 条の 2）

⇒ 標準規則では、会議を傍聴する際には、傍聴券の交付を受けなければならないが、本県議会は必要と認める場合にのみ、傍聴券等を交付する規定としているため、今回は改正しない

4 その他

- ・その他の規則、要綱等に基づく手続きについては、議会として個別にデジタル手続条例を定めず、県のオンライン手続条例に含めて、一体的にオンライン化に対応することとする。

（主な手続き：政務活動費収支報告書の提出、資産等報告書の提出等）

<参考：全国議長会の見解>

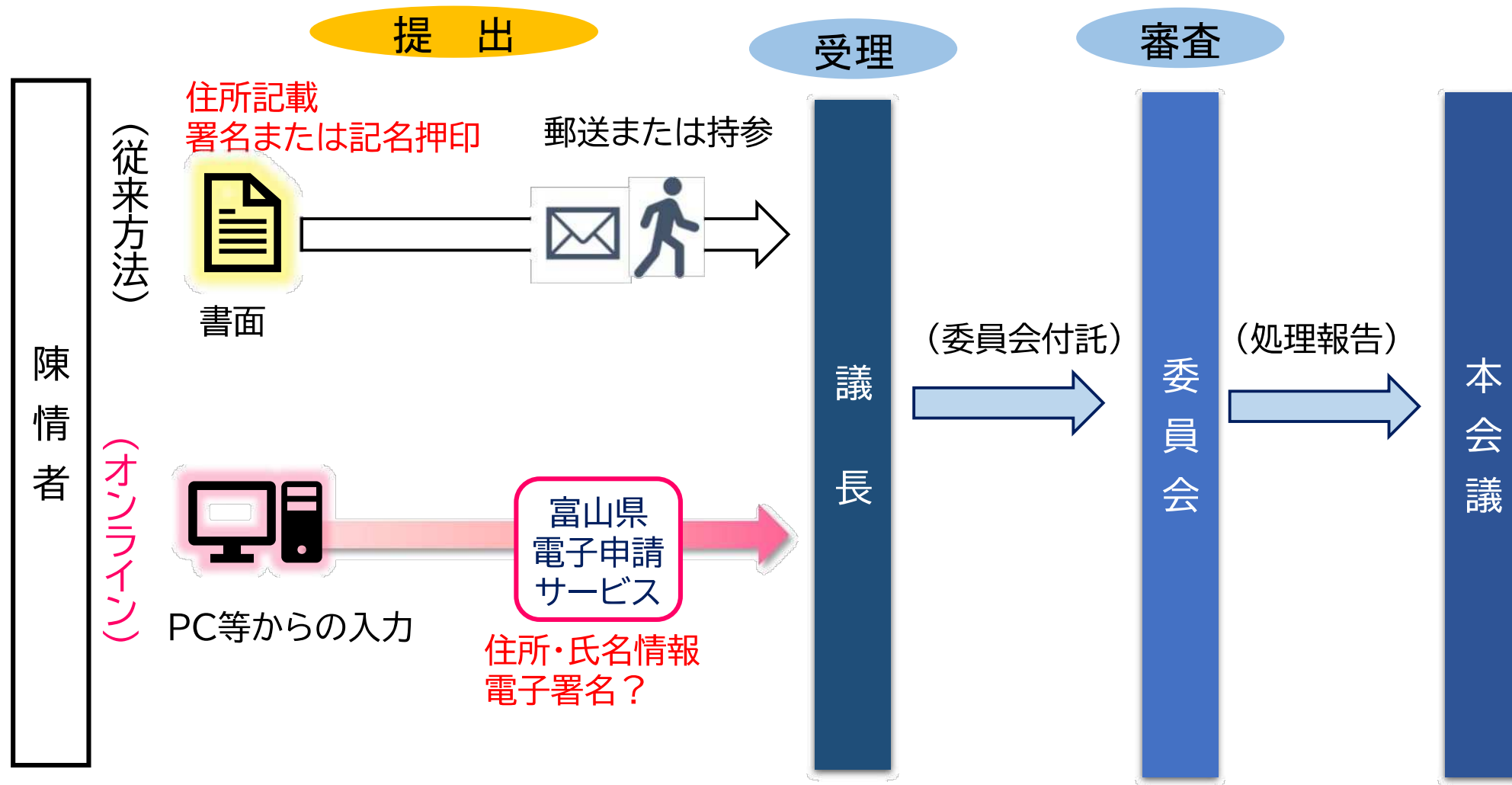
地方自治法上、会議規則は議会が定め（第 120 条）、傍聴規則は議長が定める（第 180 条第 3 項）法規範であり、これらは知事が定める規則（第 15 条第 1 項）、行政委員会が定める規則（第 138 条の 4 第 2 項）とは異なる。

会議規則、委員会条例及び傍聴規則は、議会の内部手続について規定する法規範であり、議会の自立性に委ねられるべきと解されている。

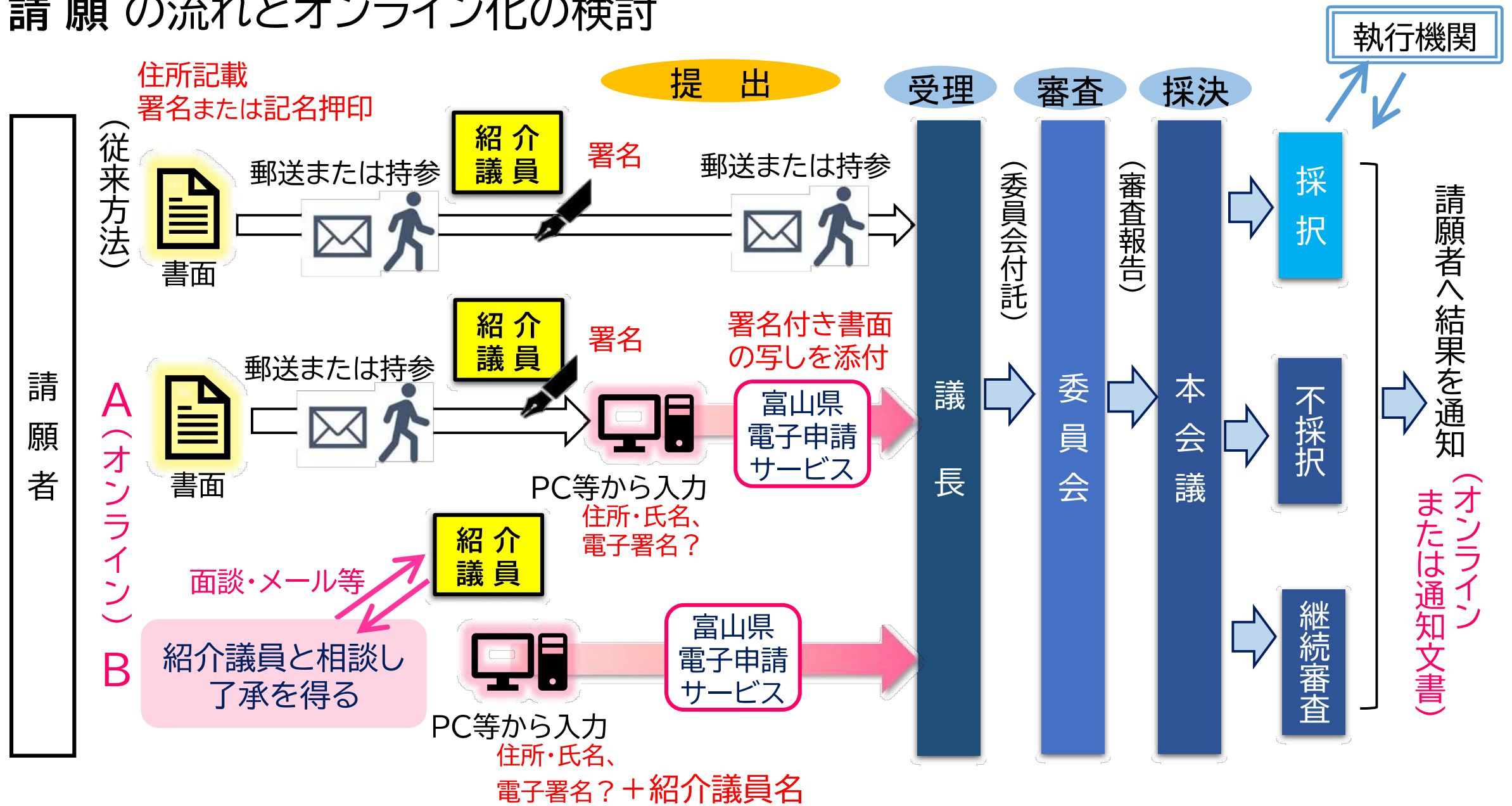
（⇒ 個々にオンライン化に対応した規定を整備すべきもの）

陳情の流れとオンライン化の検討

資料 4



請願の流れとオンライン化の検討



【課題】

1 オンラインの簡易さから、内容不備の陳情等が増加し、審査困難の懸念

→ツールは、電子申請サービスを利用したい

・電子メール : 書式自由、一斉送信可能、他メールと混在

・電子申請サービス : 「富山県電子申請サービス」がすでに運用中

フォームで入力項目、必須項目等を設定、件数集計等ができる

電子署名機能(マイナンバーカード等を電子証明書として使用)

※R5.11.6時点の県の電子申請手続き873件、うち電子署名必要2件

要電子署名 : 宗教法人規則認証証明、行政書士試験合格証明の発行

(市町村の場合、多くの住所・手当関係届出に電子署名を求めている)

2 オンラインは匿名性が高く、なりすまし等の懸念

→本人や真正性の確認のため、電子署名or身分証写しの添付を求めるか。

会議規則に規定

【求める】書面提出者にも新たに身分証等を求めるか、現行どおり(署名または記名・押印)か

【求めない】書面提出者にも押印を求めないこととするか、現行どおりか

(請願の場合、紹介議員の承認があれば本人等の確認は不要ではないか)

3 電子申請サービスでは現状、複数名の電子署名ができない。

(1) 紹介議員の署名ができない

→ <A案> 署名した書面の写を電子申請に添付

<B案> 申請者が「紹介議員」の了解を得て議員名を示して電子申請

※A・Bいずれの場合も、受付後に事務局から紹介議員への確認が必要

(書面偽造、内容改変、虚偽申請の可能性)

※電子化・ペーパーレスの度合い A<B

(2) 請願者・陳情者の連名での署名や申請ができない

→ 連名による請願、陳情は真正性の確認に課題がある

4 その他

陳情が大幅に増加すれば、審査に多大な時間を要するなど議会運営に支障が生じる可能性

今後、議会運営の見直し検討を要する事態も考えられる。

委員会運営の変更(ex.執行部説明を省略)、処理要領の改定(ex.陳情は付託しない)など

【今後のオンライン化検討の流れ】

1 上記の課題(ツール、本人確認、紹介議員等の署名)への対応方針決定

※他県議会とも情報共有しつつ検討する

2 電子申請フォームの作成と動作確認

3 規定整備(必要に応じ、会議規則、請願・陳情処理要領の改正等)

4 県民等への周知方法を精査

※新たに本人確認書類を求める場合、より周知期間が必要

→ 改正地方自治法施行(R6.4.1～)後すぐの開始には間に合わない可能性

参考：他県状況 (R5.8月調査時点)

・オンライン化済み 5 (陳情のみ4)、うち電子申請2

・オンライン化検討中 15

R5年度中…2 / R6年4月…7 / 5月…1 / 時期未定…5 (本県含む)

資料5

令和5年11月20日
議会事務局総務課

本会議場からの避難訓練に関するアンケート集計結果の報告

- 1 実施期間：9月11日（月）～29日（金）
- 2 回答者数：18名（回答率45%）
- 3 主な意見（課題や今後の改善点について）

【訓練の設定について】

- ・本会議場だけではなく、予算特別委員会や常任委員会を想定した訓練を実施してはどうか。
- ・質問中の発生としたらどうか。
- ・避難後の情報提供や、地元要望、支援や物資の申し出までのルールなどを議員間で確認してはどうか。
- ・シナリオがなくても、議事堂が壊れたり、議員ほか人的被害があった場合にどのようなルールが必要か考えて行動する機会に発展することを期待。

【進行について】

- ・シェイクアウト訓練で、状況把握している間、無音の待ち状態であった。傍聴者の不安軽減のため、状況把握中などアナウンスが必要。
- ・1階ロビーでの点呼は、議員同士が行い、不在者確認してはどうか。
- ・点呼の要領がよく分からなかった。
- ・避難指示や点呼の声を大きくしてほしい。

【設備について】

- ・議席下が狭く入れない人が多い。机の下に避難するなら改善が必要。
- ・とっさに逃げる場所があれば良い。
- ・折りたたみヘルメットなど配布してはどうか。

【その他】

- ・訓練は継続して欲しい。
- ・トイレ使用不可や危険場所、周囲の道路状況等アナウンスがあるといい。

4 次年度に向けて

- ・新たな要素を盛り込んだ訓練の検討
（例…委員会での試行、資機材の整備など）
- ・避難の迅速化や効率化に向けた参加型訓練の検討
（例…避難場所での点呼や不在確認を議員と職員で行うなど）

本会議場からの避難訓練に関するアンケート
(9月29日(金)までに総務課(又は控室)にご提出願います。)

議員名 _____

9月8日(金)に実施しました本会議場からの避難訓練について、
下記のアンケートにご協力願います。

- 1 災害時の避難や議会運営などの方法について、課題や今後改善
が必要と思われる点などがございましたら、ご記入願います。

- 2 その他お気づきの点などがございましたら、ご記入願います。

令和5年11月20日
議会事務局調査課

「TOYAMA ジャーナル」日本地域情報コンテンツ大賞 2023

地方創生部門優秀賞受賞について

富山県議会で発行している「TOYAMA ジャーナル」が、日本地域情報コンテンツ大賞 2023 において優秀賞（全 14 部門のうち地方創生部門）を受賞しました。

※今後、「TOYAMA ジャーナル」を含めた優秀賞の中から、日本地域情報コンテンツ大賞授賞式（11月28日（火））において、大賞などが選定される予定です。

【日本地域情報コンテンツ大賞について】

全国各地の地域密着型メディア（有料誌やフリーペーパー及び Web・動画）に参加を募り、誌面クオリティや読者の支持など多彩な視点から審査により、評価の高い媒体を表彰するもの。

（主催：一般社団法人日本地域情報振興協会）

- 授賞式（YouTube ライブ）は、左の QR から視聴することができます。
※授賞式は、11月28日（火）13:00～
に配信されます。

